奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域連絡会議

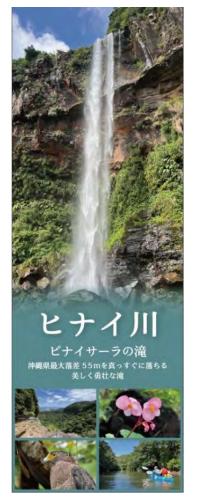
竹富町・西表島における 特定自然観光資源制度の運用開始について

令和7年2月12日(水) 竹富町長 前泊 正人

西表島の5つの特定自然観光資源



- 令和7年3月1日より、西表島の5つのフィールドにおいて、エコツー リズム推進法に基づく特定自然観光資源制度の運用を開始予定。
- 立入りにあっては、原則として、竹富町長からの事前承認が必要となる。











立入承認申請の承認条件





- ※以下の行為を目的とする立入りは、事前承認申請が不要となる
- 大学その他の学術研究機関による学術研究行為(事前の届出が必要)
- 竹富町立学校が行う教育活動(事前の届出が必要)
- 竹富町民による余暇活動、狩猟行為等を目的とした立入り

西表島フィールドエントリーシステム



申請~手数料決済~立入承認証交付~入域管理を電子上で一元化できる システムとして、「西表島フィールドエントリーシステム」を整備。

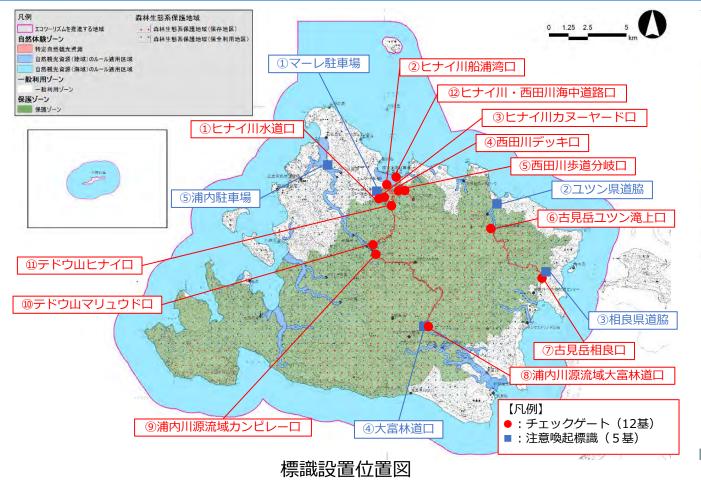




システムと連動した標識整備



- 特定自然観光資源内への歩道入口12か所及び駐車場等の入域拠点5か所に、標識を整備。
- 立入制限区域が存在することの注意喚起のみならず、西表島フィールド エントリーシステムと連動させた入域状況管理を実施。





西表島フィールドエントリーシステム



- 入退域時にQRを読み込みを求め、ルートごとの詳細な利用状況を把握。
- 関係機関と連携して実施する自然環境のモニタリングデータとあわせて、 順応的管理の実現を目指す。





ご清聴ありがとうございました

2025 年 3 月より 西表島の 5 つのフィールドで、

利用人数制限が始まります!!

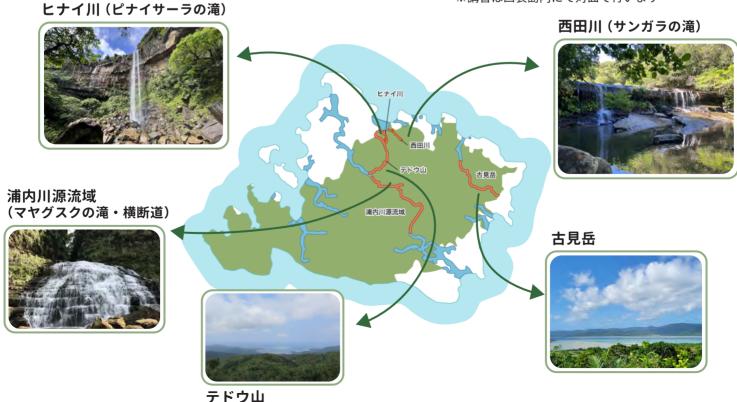
イリオモテヤマネコがくらす豊かな自然を未来につなぐために、西表島の自然体験の しくみが変わります!

西表島では、大切な自然資源を「オーバーツーリズム」によって損なうことなく、この先ずっと守りつなげていくために、自然体験フィールドの利用についての様々なルールを定めています。その一つとして、西表島の中でも「ピナイサーラの滝」など特に自然環境を保全する必要がある5つのフィールドを、エコツーリズム推進法に基づく「特定自然観光資源」に指定し、1日あたりに利用できる上限人数を設けました。2025年3月1日から、これらの5フィールドにトレッキングやカヌー等で立入るには、竹富町へ事前申請を行い、承認を得る必要があります。

🥬 人数制限がかかる 5 つのフィールド(特定自然観光資源)の上限人数と立入条件

特定自然観光資源(フィールド)の名称	上限人数	立入りの条件	
ヒナイ川 (ピナイサーラの滝)	200人/日	- 登録引率ガイドが利用者に同行すること	
西田川 (サンガラの滝)	100人/日		
古見岳	30人/日	 _ 登録引率ガイドが利用者に同行すること	
浦内川源流域(マヤグスクの滝・横断道)	50人/日	または	
テドウ山	30人/日	 利用者全員が 事前に講習を受講すること 	

※講習は西表島内にて対面で行います





立入承認を受けるための申請

立入承認を受けるための申請は、立入り希望日の6か月前から受け付けます。2025年3月からの制度開始に向けて、2024年9月より、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会のWebサイト内にて、立入承認申請の受付を開始しました。

さらに詳しく!

竹富町西表島エコツーリズム 推進協議会 Web サイト





立入承認申請にかかる手数料

立入承認申請を行う際には、規定の立入承認事務手数料がかかります。

特定自然観光資源(フィールド)と立入方法		手数料金額
ヒナイ川 (ピナイサーラの滝) 西田川 (サンガラの滝)		500円/人
古見岳 浦内川源流域(マヤグスクの滝・横断道)	登録引率ガイド同行の場合	500円/人
市内川源川域(マドクスクの滝・横断道) テドウ山	講習受講の場合	1000円/人

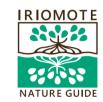


登録引率ガイドとは

2020年4月に施行された「竹富町観光案内人条例」により、西表島の陸域で自然観光ガイド事業を行うことができるのは、竹富町長から「観光案内人」の免許を受けたガイド事業者のみとなりました。

さらに、2025年3月からの特定自然観光資源の人数制限の開始にあたり、「観光案内人」の内、一定の条件を満たしているガイドを「登録引率ガイド」に認定しています。5つの特定自然観光資源(フィールド)をガイドできるのは、この「登録引率ガイド」に限られています。

「観光案内人」や「登録引率ガイド」には、免許証の携帯が義務付けられています。



・観光案内人口ゴマーク



・竹富町観光ガイド免許証の例

立入承認申請が不要なケース

以下に該当する場合、立入承認申請をすることなく、特定自然観光資源に立入ることができます。

- ① 国・都道府県・竹富町職員又はこれらから委託を受けた者の、巡視又は調査行為
- ② 大学その他の学術研究を目的とする機関又は団体に属する者が行う学術研究行為 (※ただし 14 日前までに、目的、内容等が記載された書面の提出が必要)
- ③ 竹富町立の小学校、中学校及び幼稚園が行う授業、課外活動その他の教育活動 (※ただし14日前までに、目的、内容等が記載された書面の提出が必要)
- ④ 竹富町の住民によるレクリエーション活動
- ⑤ 竹富町の住民の親族によるレクリエーション活動 (※ただし竹富町の住民が同行する場合に限る)
- ⑥ 竹富町の住民による狩猟行為

この他、消防団等による捜索・救助活動等も申請が不要となります。詳しくは、竹富町自然観光課までお問合せください。

問合せ先:竹富町自然観光課 TEL 0980-83-1306